

〈論 説〉

民主体制定着期の韓国における政治と市民社会(6)

Politics and Civil Society in the Consolidation of
Democracy in South Korea (6)

清 水 敏 行

第4章 政党と市民団体の相互関係

第1節 国会議員選挙における政党の候補者補充

4. 政党改革と党員

前号では、2004年4月の国会議員選挙（総選挙）における候補者のリクルートメントを分析し、それを踏まえ、政府・政党（与党）が支持層の拡大に向けて市民運動とどのような相互関係をもつようになったのかを概念的に整理した。金大中と盧武鉉は地域主義的な政党構図の中にあって、大衆との媒介者の役割を政党だけではなく、市民運動とその活動家にも求めようとした。2000年の総選挙、2002年の大統領選挙、2004年の総選挙では、地域主義を投票動機としない支持者を結集し選挙へ動員することに市民運動は大きな貢献をした。ただし2004年の総選挙ではウリ党は政治改革と世代交代を唱え、民主化運動や市民運動の活動家を候補者として数多く迎え入れることで、支持層を広げる上で有利な形勢を整えるようになっていた。

問題は2004年の総選挙後である。この総選挙で議席の過半数を獲得したウリ党は、改革的な全国政党の実現に向けて、2002年の大統領選挙と2004年の総選挙で広げられた支持層を党員として政党組織内に取り込

むための政党改革を本格的に開始した。盧武鉉政権は、市民運動によって結集・動員された支持者が潮を引くように去るままにせず、ウリ党の中にしっかりと堰き止めようとしたのである。

本稿は、この試みの成否について検証する。そのために最初に、韓国における政党改革論の論点を整理し、その次に盧武鉉政権のもとにおけるウリ党の政党改革の進行を見ることにする。

(1) 韓国における政党改革の議論

2003年以降の盧武鉉政権期における政党改革論は、単に本稿の研究対象の時期であるという理由だけではなく、次の理由からも取り上げる意味がある。

第一に、1987年の民主化以降における金泳三、金大中、金鍾泌の三金時代が終わりを迎え、軍部主導の権威主義体制時代から数十年にわたり政党を指導してきたカリスマ的、権威主義的な指導者が政界から退く時代に入ってから政党改革論であったという点である。金泳三大統領の政界引退は1998年であるので、このような状況は既にあり政党改革もあったが、金大中大統領の引退後は、カリスマ後の政党運営が主要政党にとって共通の懸案として認識されるようになったことである。第二に、盧武鉉大統領が三金時代の地域主義を激しく批判し、地域主義政党を克服する「全国政党化」をスローガンに政党改革を唱え、政権与党であった民主党を壊して新党ウリ党を創党したことである。これによって政党改革は盧武鉉政権の重要な政治課題になった。

三金時代の終焉という不可避的な要因と盧武鉉政権の登場という偶然的な要因が重なり合い、盧武鉉政権のもとで政党改革の「政治実験」⁽¹⁾が行われることになった。この実験を見る前に、その端緒となった金大中政権末期の大統領選出方法の改革を振り返り、またそれが火を付けた政党改革論議を政治学研究者の中に見ることにする。

金大中政権末期の政党改革は、政権に対する支持下落という政治的危機の中で迫りくる大統領選挙で勝利するためのものであり、その目玉は

何と言っても候補者選出手続きの民主化であった⁽²⁾。この点は金泳三政権末期の1997年に見られた政権与党の新韓国党でも同様である。金泳三政権末期と金大中政権の末期に、大統領の親族のスキャンダルなどで大統領と与党が国民の支持を失い大統領の指導力が低下する中、選挙をめぐる党内抗争を克服し国民の支持回復を図る方法として大統領候補選出を民主化する競選方式が採択されるようになった。

金泳三政権末期の1997年には、党代議員12,430人が投票する候補者競選がなされ、そこで最終的に当選した李会昌が新韓国党（その後ハンナラ党に改称）の大統領候補となった⁽³⁾。金大中政権の末期の2002年には代議員と党員に加え一般有権者も含め7万人の規模で競選が行われ、そこに党外勢力であるノサモ（盧武鉉を愛する会）も飛び込み、盧武鉉が競選で勝利するという予想外の結果となり、国民の関心を多く引き付けることになった。いずれの競選も候補者選出の民主化として意義のあるものであるが、後者の2002年の場合、盧武鉉が大統領選挙に当選した後も、政党改革を唱え新党を結成するに至っただけに、その後の政党改革論の出発点となったことに留意しておきたい。

金大中政権末期の民主党内の競選は「国民競選」方式と言われる。この方式は2002年1月に党総裁職廃止、大統領の党最高位職兼任不可（党と大統領を分けるということで「党権・大権分離」「党政分離」と呼ばれる）とともに導入された。カリスマ的指導者の退出後を埋め合わせるのは制度であり、具体的には選挙や合議による手続きとなることは自然な流れではあるが、競選の参加者を代議員と一般党員だけではなく一般有権者にも広げる国民競選制にまで突き進んだのは、それだけ民主党の危機感が強かったことの表れである。

国民競選制の選挙人は7万人で、その構成は代議員20%、一般党員30%、一般有権者50%の比率である。公募される一般有権者の比率が代議員・党員の50%と同じであるだけに、民主党は国民競選制を「大統領候補選出権を国民に戻す最初の試み」とであると表現した⁽⁴⁾。選挙人の中の一般有権者は公募による抽選であった。ただし、この一般有権者は事実

上そのように言われているだけであり、形式的には「募集党员」であり、厳格に言えば党员である。既存の党员とは違い、競選のために今回、特別に公募された党员ということである。このような便法が用いられたのは、当時の政党法第31条第3項では党员だけに政党の公職候補者の選挙権を認めているからである。その後、2004年3月に政党法は改正され、党内競選の選挙権は政党の党憲で定めるとして、非党员の有権者にも選挙権を付与することを可能にしている。

50%の一般有権者3,500人に応募したのは100数十万人(160万から190万までの数字がある)であり、その中の45万人ほどが盧武鉉のファンクラブであるノサモの会員やノサモの勧誘や説得で応募した者たちであり、それは応募者全体の20%ほどとされている⁽⁵⁾。仮にこの数字を信じるのであれば、当時のノサモの会員数は2002年3月に22,300人ほどであったことから⁽⁶⁾、単純に計算するならば会員1人当たり20人を申請させたことになる。このようなノサモの熱心な活動は、国民競選に盧武鉉ブームを巻き起こし、盧武鉉の予想外の当選を引き出す大きな一因となったとされている。

ノサモの参加による国民競選の成功は、政党改革による支持層の拡大の可能性を示すものであった。この可能性は2002年12月の大統領選挙を通じて確認されている。ノサモは選挙運動期間では法的規制から「100万サポーターズ事業団」と名乗り民主党の選挙運動の一翼を公式的に担った。100万サポーターズ事業団の活動を、2003年3月に民主党は次のように総括している⁽⁷⁾。「この運動は大選[大統領選挙を指す。訳者注]用の一回限りの運動ではなく、党改革のプログラムとして活性化させ、党员倍增運動と真正党员化に活用したらよい。選挙過程の中で示された志願奉仕者[ボランティアのこと]の熱情は今までのどのような組織よりも抜きんできた熱情であったことから、盧武鉉政権の政治改革に対する市民の期待を知ることができる。この関心と熱情を継続してつないでいくシステムが必要である。」つまり政党の枠外にあるノサモのような市民運動が新しい活動的な支持者を生み出しており、彼らを民主党に取り

込むためには党改革が必要であるということを論じている。

このように国民競選はノサモと盧武鉉を結びつけ、政党改革の新しい推進力を作り出した。大統領選挙の勝利の後、その勢いは増して民主党内に激しい対立と分裂をもたらし、2003年11月11日には事実上の盧武鉉党、ウリ党の創党に至ることになった。ウリ党は創党宣言において「国民統合、参与民主主義、清潔な政治」の三つの課題をあげて、大統領選挙で「国民が示した参与政治の熱気の一つに結集し」、それをもって「亡国の地域感情と地域主義政治を打破」する「国民統合の政治」を何よりも重要なものとして位置づけた⁸⁾。

ウリ党が取り組んだ政党改革の中でも、重要なのは「基幹党员制」とそれに伴う「上向式公薦制」（韓国では候補者の公認とは言わず公薦と表現することが多い）の導入である。「真正党员」とも呼ばれる基幹党员は、党費を支払い党员としての権利・義務を有する主体である。基幹党员の義務となる資格要件とともに、党職・公職の候補者を「下から」選出する上向式公薦制にかかわる基幹党员の権利がどのように変化してきたのかが注目される。この基幹党员の権利と義務は「参与主義」に直結するが、ノサモや市民運動が結集・動員した新しい支持層をしっかりと取り込むための装置であり、それによって地域主義を克服した政党を作り「国民統合」に進むことができ、このような党内民主主義の発展をもって金権腐敗を一掃し「清潔な政治」に前進することに資するものとされる。要するに、基幹党员制と上向式公薦制は、地域主義に基づくボス的で権威主義的な幹部政党を乗り越え、大衆政党の組織構造をそなえた全国政党に進むための重要な改革議題なのである。

現実の政治において新しい変化が起き始めたことで、韓国の政治研究者の中でも、それにかかわる議論が盛んになった。それは現状に対する分析だけではなく、現状の分析を踏まえた、いかにあるべきかという規範的な議論でもあった。ここでは鄭鎮民（明知大学教授）⁹⁾と崔章集（高麗大学教授）の間で政党改革に関する論争がなされていることもあり、この二人を中心に紹介する。

論争の論点は次のようなものであった。第一に政党組織の構成や運営にかかわる論点であり、中央党縮小と地区党廃止、院内政党化、真正黨員制、公職候補者の上向式公薦制が問題になる。第二の論点は大統領制のもとでの政党の運営であり、特に政権与党で重要になる青瓦台（大統領官邸）と政党の主従関係を断つ党政分離、党議拘束と議員の自律性が問題になる。第一の論点は黨員による党内の参加をどのように活性化させるのかという議論であり、第二の論点は大統領制のもとで議会の立法機能をどのように活性化させるのか、そのために政党はどうあるべきなのかという議論である。そして第三の論点は総論的なもので、社会経済的条件と政党モデルとの整合性であり、社会経済的变化を条件として大衆政党と包括政党のいずれの方向に政党改革を進めるのが望ましいのかという議論である。

これらの論点に沿った論争は表 36 に整理されている。これを概略的に説明するならば、次のようになる。

鄭鎮民は、先進国の脱産業社会化が韓国でも起きており、「静かなる革命」(R.イングルハート)と言われる有権者の意識変化が見られるように

表 36 鄭鎮民と崔章集の政党改革論争の論点

論 点		鄭鎮民	崔章集
政党組織とその運営	中央党縮小と地区党廃止	賛成。ただし地区党に準じた組織の必要性も認める。	批判的
	院内政党化	賛成	批判的
	真正黨員制	批判的	賛成（推論）
	公職候補者の上向式公薦制	国民競選方式	賛成
真正黨員競選方式		批判的。ただし党職選出では真正黨員のみとすることに賛成。	賛成（推論）
大統領制のもとでの政党運営	党政分離	賛成。ただし政策での党政分離には批判的。	批判的
	議員の自律性	賛成	批判的
政党の類型	大衆政党	批判的	賛成
	包括政党	賛成	批判的

なったとして⁽¹⁰⁾、次のように政党改革を論じる。

階級的な集団帰属意識は緩み有権者の政治的判断能力が向上してきた結果、投票は流動化してきている。このような社会経済的变化によって、市民社会の特定の階級や集団を支持基盤とする大衆政党に逆行することは現実的には容易ではない。したがって特定の階級や集団の要求を政党の政策に転換するため、大衆が党员として運営を担う院外の政党組織も不要となる。院外政党組織である韓国の地区党は、国会議員候補者の後援会に事実上なっており政治腐敗を生む温床であった。地区党の廃止によって問題は改善されるが、候補者の選挙運動を担う政党組織は必要である。また中央党は、国会議員の政策立案機能を強化する方向で縮小・軽量化されるべきである。国会議員は党员だけではなく包括的に有権者の選好を考慮して敏感かつ柔軟に政策立案を行い、政党間で交渉・妥協が図られるべきであり、そのためにも国会議員と党员の関係を拘束的にすることは望ましくない。国会議員候補の選出過程も党员だけが参加するのではなく、広く一般有権者も参加できる国民競選制で行われるべきである。このように政党の包括的性格が強まれば、党员主体の院外政党組織ではなく国会議員が中心となる院内政党が政党運営に中心とならなければならない⁽¹¹⁾。

崔章集の出発点は、一つは理論的水準で政党とは社会的亀裂と葛藤を組織し社会集団の政治的平等と参加の拡大を進めるための中心的メカニズムであるとする政党の定義であり、もう一つは現実的水準で韓国の政党は労働者を始めとする経済的に疎外された社会集団（韓国で用いられる「民衆」）を制度内に取り込んだことがないという民主化の後退に対する批判である⁽¹²⁾。

それゆえに市民社会内の階級亀裂に根差した大衆政党が出現することは、民主化以降も持続している保守的エリート構造を打破するためには必要なこととなる。院内政党や包括政党の論者が唱える国民競選制では、一般有権者の参加は実態的には中産層以上に限られ、民衆の利益要求を政党に接合させることが妨げられる。地区党の廃止や中央党の縮小も民

意を収斂して国会に反映させる経路を遮断するものであり、大衆政党としての機能を弱めようとするものである。院内政党化や包括政党の議論は民衆の利益を代表しようとするものではなく、保守的な上層集団の利益を尊重した政策や立法の生産性や効率性を高めようとするものである。崔章集は直接的に言及していないが、一般有権者を含む国民競選制を批判する主張から推論するに、社会的亀裂が反映されるような真正党員制と真正党員による競選方式には肯定的であると言えよう。それこそが大衆政党であるからである。

鄭鎮民と崔章集の二人の議論については、二つの点を指摘しておく。一つは、鄭鎮民は脱産業社会化に伴う階級帰属意識の弱体化を、崔章集は労働者を含む民衆の疎外を強調するが、いずれも地域主義が韓国の政党にもつ意味を過小評価していることである。地域主義は克服の対象というよりも、既に克服されたに等しい過去の問題であるとして次の改革課題が論じられている印象を受ける。「一般有権者」のための包括政党や「民衆」のための大衆政党を語るときに、現存する地域主義をどのように見るのか、その議論が十分とは言えないだけに彼らの政党改革論は上滑りの感を拭えない。

もう一つは、二人の議論は理論的な一貫性をもっているが⁽¹³⁾、現実に行われた改革は、この二人の対立するモデルとは必ずしも一致するものではなかったことである。盧武鉉政権とウリ党の政党改革は地区党廃止に代表されるように鄭鎮民が提示する包括政党的な方向に進むようにも見えるが、党員資格と候補者の上向式公薦制では崔章集が提示する大衆政党的な方向に進もうとするなど一貫性のあるものには見えなかった。とりわけウリ党の政党改革にあっては、基幹党員制と上向式公薦制が重要な課題とされていただけに、同時に院外政党組織を切り詰めることは政党モデルとの不整合さを際立たせた⁽¹⁴⁾。

政党改革モデルとの一貫性ある対応が見られなかった理由は、第一に収集した資料の制約から本稿が一貫性を見通せなかっただけの可能性もあること、第二に盧武鉉政権とウリ党の内部において異なる政党モデル

を指向する集団が対立しながら政党改革を進めた結果、一貫性のないものになった可能性があることである。加えて、政党改革をめぐる対立が政党モデルの争いによるものなのか党内の勢力争いによるものなのかの線引きは難しい。理念闘争と権力闘争への思惑が交差しており、政党改革に一貫性を求めるのは難しいのかもしれない。第三に政党モデルの問題よりも、政治改革の成果を示すために取り組まれた可能性もある。特に2002年の大統領選挙後、政党の末端組織を管理する地区党に対しては「お金を食う河童」との批判が強まっており、与野党合意のもと2004年3月の政党法改正で廃止されることになった。それは「金権政治の終焉に一步近づくことのできる措置」⁽¹⁵⁾として肯定的に評価されていたのである。したがって盧武鉉政権とウリ党の政党改革が鄭鎮民のモデルに向かうようにも見えるのは、改革の論理的一貫性によるものではなく状況の産物に過ぎないのかもしれない。

このように一貫性のない理由は複雑であり、正確に把握するには十分な調査が必要である。ここでは政党改革の全体像を描くことはやめ、対象を絞り込み、具体的には、盧武鉉政権とウリ党が掲げた政党改革の中核ともいえる基幹黨員制と公職候補者の上向式公薦制について見ることにする。この二つの制度において、鄭鎮民と崔章集の言葉を借りるならば、ウリ党は大衆政党的方向に進むのか包括政党的方向に進むのか揺れ動いてきたのである。

(2) ウリ党の政党改革の試み

ここでは、ウリ党の政党改革の試みについて、次の点から論じることにする。第一にウリ党は基幹黨員制とそれに基づく上向式公薦制をどのように進めたのか、第二にそのような試みに対して党外の市民社会勢力がどのように反応し、どれほどの貢献をなすことができたのかである。

基幹黨員制と上向式公薦制

民主党が国民競選制を導入したことで非主流派の盧武鉉が予想外にも

大統領候補となった。これが盧武鉉候補と民主党内の主流派との角逐を引き起こし、その後も双方の対立は強まり、大統領に当選してからは民主党は分裂に向かって疾走した。盧武鉉大統領らにとって政党改革は党内の勢力争いの名分であった。その政党改革とは、金大中に象徴される湖南（全羅道）政党の性格を否定し全国政党に脱皮することであり、そのためにはノサモに見られたような参加のエネルギーを引き出し、新たな支持基盤として取り込むことであった。

政党改革は民主党内の新旧主流勢力の主導権争いと絡み合っており、分裂後に創党されたウリ党の性格を規定した。ウリ党の創党宣言文に記され、その後に繰り返し言及される政治改革の三大課題とは地域主義の克服を意味する「国民統合」に加え「参与民主主義」「清潔な政治」のことである。このような政治改革を遂行する主体こそが盧武鉉政権とウリ党なのである。政党改革はこの三大課題と密接にかかわっており、政党改革こそが政治改革の多くをなしていたといえる。それゆえに政党改革の中核である基幹黨員制と上向式公薦制はウリ党の「創党精神」とみなされるようにもなった⁽¹⁶⁾。

そのような基幹黨員制と上向式公薦制は、2003年11月の創党後の導入、2004年4月の総選挙後の展開、そして2005年以降の調整と終息の過程を経ている。表37はウリ党の3年9ヶ月にわたる党憲の制定・改正を示したものである。

基幹黨員制は2003年11月の党憲制定のときに設けられ、上向式公薦制では民主党の国民競選制が継承され、黨員・非黨員を問わない完全開放競選制もまた導入されている。大統領や国会議員の公職候補選出では国民に広くオープンにされた競選方式であるため、基幹黨員だけが選挙権と被選挙権を行使しえるのは代議員などの党職に限られている。基幹黨員の資格は、2003年11月に制定された党憲では「入党後6ヶ月経過した者」「中央党、市・道支部又は地区党が実施する所定の黨員基礎教育を履修した者」「権利行使60日前の時点を基準に最近6ヶ月以上党費を納付した者」「権利行使60日前の時点を基準に最近6ヶ月の間に中央党、

表 37 ウリ党の党憲の変遷：基幹党員の資格と上向式競選制

制定・改正年月	導入		展開		調整・終息	
	2003年11月	2003年12月	2004年9月	2005年5月、2005年6月、2005年11月	2005年12月	2007年2月
党員の区分に応じた権利行使の制限	党員は基幹党員と一般党員に区分する。					党員は基幹党員と支持党員に区分する。
	基幹党員ではない党員は党職選挙権と被選挙権を行使できない。但し、被選挙権の場合、中央委員会の議決で例外と認定できる。	基幹党員ではない党員は公職及び党職の選挙権と被選挙権、党職リコール権を行使できない。但し、大統領候補選出時の公職選挙権の場合、第114条(上向式競選制実施)に従い認定し、内閣府選挙管理委員会が場外認定を要する。但し、党員として認められず、例外と認定できる。	基幹党員ではない党員は公職及び党職の選挙権と被選挙権、党職リコール権を行使できない。			
基幹党員は、次の要件を備えた者とする。	基幹党員は、次の要件を備えた者とする。					(党規) 次の各号中、一つ以上該当する党員は基幹党員の資格をもつ。
	1. 入党後6か月が経過した者 2. 中央党、市・道支部又は地区党が実施する所定の党員基礎教育を履修した者 3. 権利行使60日前の時点に基づき最近6か月以上党費を納付した者 4. 権利行使60日前の時点に基づき最近6か月の間に中央党、市・道支部又は地区党が認定する党の活動に1回以上参加した者	1. 入党後6か月が経過した者 2. 中央党、市・道支部又は地区党が実施する所定の党員基礎教育を履修した者 3. 権利行使60日前の時点に基づき最近6か月以上党費を納付した者 4. 権利行使60日前の時点に基づき最近6か月の間に中央党、市・道支部又は地区党が認定する党の活動に1回以上参加した者	1. 権利行使60日前の時点に基づき最近6か月以上党費を納付した者 2. 中央委員会又は指導常務委員会が認定する党員研修又は党の行事に毎年1回以上参加した者	1. 権利行使60日前の時点に基づき最近6か月以上党費を納付した者 2. 中央委員会又は指導常務委員会が認定する党員研修又は党の行事に毎年1回以上参加した者	1. 権利行使1か月前の時点に基づき最近6か月以上党費を納付した者 2. 党員研修又は党の行事に年1回以上参加した者	(党規) 1. 基幹党員は党職選挙権を行使し、1か月以上の党費を納付した者 (党規) 2. 支持研修又は党の行事に年2回以上参加した者 (党規) 3. 第1号、第2号の15%以内で党員協議会が特別に功労を認定した党員
基幹党員の登録規定	党憲改正以後、最初に選出する党員は、基幹党員、代議員、指導員、代議員候補者、代議員候補者として党費を2カ月以上納付した者を基幹党員として認定し、選出する。但し、置き以下省略。	党憲改正以後、最初に選出する党員は、基幹党員、代議員、指導員、代議員候補者、代議員候補者として党費を2カ月以上納付した者を基幹党員として認定し、選出する。但し、置き以下省略。	党憲改正以後、最初に選出する党員は、基幹党員、代議員、指導員、代議員候補者、代議員候補者として党費を2カ月以上納付した者を基幹党員として認定し、選出する。但し、置き以下省略。	党憲改正以後、最初に選出する党員は、基幹党員、代議員、指導員、代議員候補者、代議員候補者として党費を2カ月以上納付した者を基幹党員として認定し、選出する。但し、置き以下省略。	党憲改正以後、最初に選出する党員は、基幹党員、代議員、指導員、代議員候補者、代議員候補者として党費を2カ月以上納付した者を基幹党員として認定し、選出する。但し、置き以下省略。	党憲改正以後、最初に選出する党員は、基幹党員、代議員、指導員、代議員候補者、代議員候補者として党費を2カ月以上納付した者を基幹党員として認定し、選出する。但し、置き以下省略。
上向式競選制の実施	すべての公職候補者推薦選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式のみでも選出される。	すべての公職候補者推薦選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式のみでも選出される。	すべての公職候補者推薦選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式のみでも選出される。	すべての公職候補者推薦選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式のみでも選出される。	すべての公職候補者推薦選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式のみでも選出される。	すべての公職候補者推薦選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式は国民参与競選又は完全比例代表制による選挙方式のみでも選出される。
	国民参与競選の場合、国民参与の比率は50%以上となるようにする。	国民参与競選方式の場合、基幹党員30%以上50%以下とし、大統領候補選出のための国民参与競選方式の場合には基幹党員30%以上一般党員10%以上一般国民50%以上とする。但し以下省略。	国民参与競選方式の場合、基幹党員30%以上50%以下とし、大統領候補選出のための国民参与競選方式の場合には基幹党員30%以上一般党員10%以上一般国民50%以上とする。但し以下省略。	国民参与競選方式の場合、基幹党員30%以上50%以下とし、大統領候補選出のための国民参与競選方式の場合には基幹党員30%以上一般党員10%以上一般国民50%以上とする。但し以下省略。	国民参与競選方式の場合、基幹党員30%以上50%以下とし、大統領候補選出のための国民参与競選方式の場合には基幹党員30%以上一般党員10%以上一般国民50%以上とする。但し以下省略。	国民参与競選方式の場合、基幹党員30%以上50%以下とし、大統領候補選出のための国民参与競選方式の場合には基幹党員30%以上一般党員10%以上一般国民50%以上とする。但し以下省略。
	基幹党員競選方式の場合、選挙人団は基幹党員のみとする。	基幹党員競選方式の場合、選挙人団は基幹党員のみとする。	基幹党員競選方式の場合、選挙人団は基幹党員のみとする。	基幹党員競選方式の場合、選挙人団は基幹党員のみとする。	基幹党員競選方式の場合、選挙人団は基幹党員のみとする。	基幹党員競選方式の場合、選挙人団は基幹党員のみとする。

(出典) ウリ党の党憲・党規は、ウリ党のホームページの統合資料室より 2007年12月30日に取得。
URLは <http://www.uparty.or.kr/board/?section=filedata&TPN=4&TSN=6> である。

市・道支部又は地区党が認定する党の活動に1回以上参与した者」という四つの要件をすべて揃えた者とされている。

党憲が制定された時点では、基幹党員の資格にわずらわしいほどの要件（義務）が定められた一方で、選挙人としての権利は党職選出で排他的に認められたに過ぎず、公職選出では非党員の国民と同列におかれていた。つまり党員資格の厳格化が先行し党員の権利が後回しにされた。その理由は、民主党を割って新党ウリ党を創党して間もない段階で、翌年4月の総選挙に取り組みざるをえず、とてもではないが資格要件の厳しい基幹党員を選挙人とする党内競選が可能な状況ではなかったからである。

このようにウリ党が現実と直面し論理的一貫性をとれない様子は、民主党の分裂前の盧武鉉大統領の演説に表れている⁽¹⁷⁾。「今度は政党が変わる番です。政党を党員に返してあげなければならないです。既に各政党が上向式公薦制度を採択しました。…権利と義務を果して積極的に参与する自発的な党員を確保して、その党員によって上向式公薦がなされなければならないのです。しかしそのようになるまでには相当な時間が必要でしょう。それまでには国民が参与する『国民公薦制度』の導入を提案します。議員のみなさんが決心なされれば、なしえることです。」(2003年4月2日)

しかし総選挙では盧武鉉大統領に対する弾劾反対の喚声の中、ウリ党が単独で過半数議席を獲得したことから大統領は自信を持ち「100年行く政党」を語るようになった。そのような上げ潮の雰囲気の中で党憲が改正されたのが2004年9月である。この党憲改正では、基幹党員の権利が強化されている。党職のリコール（韓国語では「召喚」）権が基幹党員だけに認められ、上向式公薦制では党員・非党員の区別のない完全開放式競選制が廃止され、その代わりに基幹党員だけを選挙人とする基幹党員競選制が新たに設けられている。また国民参与競選でも選挙人の30%から50%を基幹党員とすることが定められた。基幹党員の資格要件は二つに整理され緩和されているように見えるが、「権利行使60日前の時点

を基準に最近6ヶ月以上党費を納付した者」という入党に際して一番障害になる要件はそのまま維持されている。このように基幹党員の党内選挙権など権利面の魅力を充実して、党費を支払ってでも黨員になろうとする支持者を取り込もうとしたのである。当時の基幹黨員はまだ2万人程度(2004年7月)であったが⁽¹⁸⁾、総選挙後の同年5月には100万人の基幹黨員育成のための党内組織が発足している⁽¹⁹⁾。

基幹黨員の党費支払いの要件である「権利行使60日前の時点を基準に最近6ヶ月以上党費を納付」とは、党内競選のある日からさかのぼり60日間に6ヶ月間を加えた8ヶ月前が入党ぎりぎり締め切り日となることを意味している。党費の額は毎月2,000ウォンであり、満65歳以上と障害者は1,000ウォンとされている。1ヶ月2,000ウォン(日本円で150円ほど)は金額的には民主労働党の党費1万ウォンに比べても相当に低額であり、経済的には負担とならない金額である。さらに年末調整時に10万ウォン(月8,300ウォン)までならば支払った党費は全額還付される税制になっている⁽²⁰⁾。要するに、基幹黨員の資格要件である毎月2,000ウォンの党費には実質的な負担はなく、その分を国が肩代わりしているのである。

これだけの些少な党費でも支持者に支払いを求めることを負担であると議員や候補者が感じるのが、これまで手間賃を提供し動員してきた政党的現実なのである⁽²¹⁾。このような条件のもとでは、党費を支払う要件そのものが党内の勢力維持・拡大に影響を及ぼすため、この要件をなくすのか、なくさないのかが、その後の党内の勢力争いの原因、あるいは勢力争いのための口実ともなっていたのである。

そのことは2004年9月の党憲改正にも既に現れている。2005年4月の全国代議員大会(略して全党大会)に出席する代議員を選出するのは基幹黨員であるために、各勢力が自派の基幹黨員を増やそうとしたが、基幹黨員の資格要件次第では党内の勢力地図が異なってくる。「熱誠黨員」を多く抱え政党改革を優先する柳時敏の改革派などは資格要件を厳格にしたいが、そうではない党内勢力はできる限り、党費の支払いの要

件を緩和させたいところである⁽²²⁾。この葛藤がこのときの党憲改正で、2005年4月の全党大会に向けた党職(党員協議会会長、代議員など)の選出に関する経過措置を盛り込ませた背景である(表37、参照)。

基幹党員の資格要件をめぐる党内の対立は、国会議員選挙の再補欠選挙で落選を繰り返すことによって大きくなるばかりであった。2005年4月の再補欠選挙はそれまでの基幹党員制を試す舞台になったが、国会議員6ヶ所、基礎団体長(基礎団体とは市郡区を指す)7ヶ所、広域自治団体議会議員(広域自治団体とは特別市・広域市・道を指す)10ヶ所の計23ヶ所の全部で落選を喫した。これによって国会の議席もウリ党が過半数議席を割ることになった。さらには2006年5月31日の全国一斉の地方選挙ではウリ党はこれまでにない記録的な惨敗を喫した。これをもってウリ党内では選挙の失敗の責任を基幹党員制に求める声が大きくなった。金權泰党議長までもが「基幹党員制の方向は正しいが、我々の与件と水準では現実的に問題が多い」として基幹党員制の見直しを明らかにするようになったのである⁽²³⁾。

2007年2月には党憲の改正が大幅になされ、基幹党員の資格要件は大幅に緩和され基礎党員という名称に変更された。これは事実上、基幹党員制の廃止と同じである。上向式公薦制では完全開放競選方式が復活するとの見方もあったが、地方選挙前に改正された党憲の規定が維持されており、2004年9月の改正の条文そのものに大きな変化はない。新たな基礎党員制では、基礎党員資格を党憲ではなく党規(制定・改廃は全党大会ではなく中央委員会の権限事項)をもって定めるとし、党費納付の要件が緩和され、二つの要件のうち一つに該当すればよいことになった。党費を必ず支払う必要はなくなったのである。さらには功労党員という曖昧な範疇を設け、上記二つの要件を満たさずとも基礎党員になれる道を開いた。資格要件が大幅に緩和された基礎党員制を前提にするのであれば、維持された国民競選制は、それまでのものとも違い実質的に完全開放競選方式に近づくことになる。ここに至り、党費を支払う「熱誠党員」をもって支持基盤を広げ堅固にするというウリ党の「政治実験」は

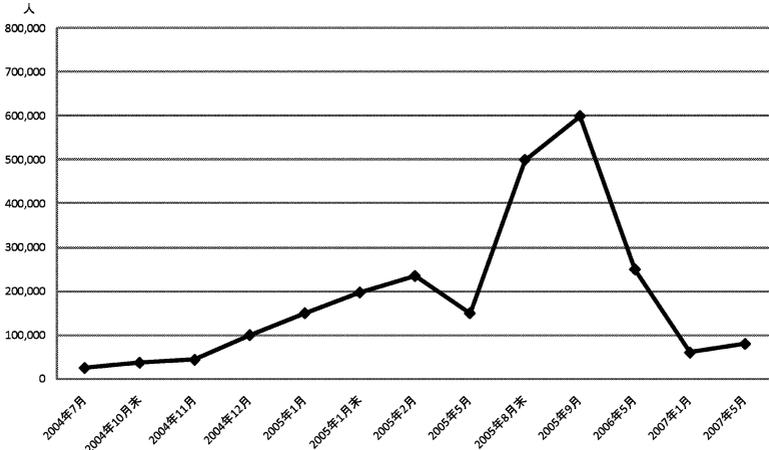
終わったのである。

次に、このような党憲の制定・改正によって、ウリ党の基幹党員がどのような増減を示したのかを見ることにする (図 14)。2004 年 4 月の総選挙後においても基幹党員数は少なく 2 万人ほどであったが、2005 年 4 月の全党大会に向け増え、全党大会と 2005 年 4 月の再補欠選挙を経ることで減少に転じ、再び急増する。その急増の原因は 2006 年 5 月の全国統一の地方選挙に向け候補者が党員を集めたことによる。その急増した党員は地方選挙後に急激に減少し、ウリ党に対する支持低下も著しい中で (2006 年以降に支持率は 10% 台にまで減少) は基幹党員数を再び反転させることはなかった。2007 年 5 月に若干増えているのは基幹党員から基礎党員に変更し、資格要件を大幅に緩和したためであるが、それをもってしても、わずかな増加しか見られなかった。

基幹党員数の推移は不安定であり、党職や公職の党内選挙がなされる前に大きく増加し、終わると突然減少する変化を示している。このような不安定な基幹党員数の増減には不自然さがあると見るべきであろう。特に 2006 年 5 月の地方選挙候補者の党内競選の選挙人資格取得の締め切り頃にピーク (2005 年 8 月末) を迎える基幹党員数の急増については、ウリ党内でも 50 万人を超える基幹党員数の 80% か 90% は党費代納であるとの話が出回っており、これは「対国民詐欺劇」であると嘆く議員もいたほどである⁽²⁴⁾。

他の政党はどうであろうか。2000 年 1 月に創党された民労党は 1 ヶ月 1 万ウォンの党費を支払う真正党員を 2007 年には 10 万人にまで着実に増やしてきている⁽²⁵⁾。真正党員が 63,000 人の 2004 年では、その 40% が民主労総などの労組員である。党員中の真正党員の比率は 100% である⁽²⁶⁾。このような党員の着実な増加とは裏腹に、民労党の支持は 10% を超えない低い支持率で伸び悩んでいる⁽²⁷⁾。それだけに従来通りに真正党員 (この用語自体が民労党の造語である) とそれに基づく党内競選制を維持するのか、それとも国民競選制を取り入れるのか、2007 年 12 月の大統領選挙の候補選出過程で争われている⁽²⁸⁾。他方、ハンナラ党は中央選

図 14 ウリ党の基幹党員数の推移



(出典) 各新聞記事より基幹党員数を収集し作成。新聞記事は <http://www.kinds.or.kr/> より取得。

管資料によれば⁽²⁹⁾、2005年の党員数が1,090,902人で、そのうち党費を支払う真正党員（ハンナラ党では責任党員という）は259,649人である。ハンナラ党の党費は月1,000ウォンでウリ党のそれよりも低額である。ある集計では、2005年の真正党員は1万人である⁽³⁰⁾。ウリ党でも党費代納事例も含め「ペーパー党員」と言われる動員された党員が多いことから、ハンナラ党でも大同小異の事情なのであろう。

ウリ党の党員は不安定なバブルのような現象を見せたが、基幹党員数が増加していた2005年4月の全党大会前の時点で、基幹党員が地域的にどのように分布していたのかを見ておく。基幹党員制を中核とした政党改革は、政党の支持基盤を広げ堅固にするためであり、地域主義の対立構図に依拠しない全国政党を作ろうとするためのものでもあった。それゆえ地域分布の偏りがどのように現れているのかは興味深い点である。

表38によれば、2005年3月現在の219,044人の基幹党員のうちソウル・仁川・京畿道の首都圏は30.3%、光州・全羅南北道の湖南は29.7%、釜山・大邱・蔚山・慶尚南北道の嶺南は20.2%である。嶺南は構成比が

少なく大邱は1.8%に過ぎない。それに対して湖南の構成比は大きい。首都圏には湖南出身者が多いことを考慮するならば、基幹党員の3割を十分に超える割合が湖南居住者・出身者ということになる。また各市・道の選挙人数に対する比率では、ソウルでは0.4%であるのに全羅南北道では2%であり全国的にも突出している。このように地域主義的な面が現れるのは、基幹党員の年齢構成に一因があるかもしれない。2005年1月現在の基幹党員102,371人のうち、20代は8,864人で全体の8.7%にとどまる⁽³¹⁾。比較的に地域主義から自由な20代の支持者が党費を支払う党員になるのは難しいようである。したがって党員の地域的分布だけからウリ党が全国政党になったか否かを論じるのには難しい面が残

表 38 ウリ党の基幹党員 (2005年3月現在)

市 道	人 数	構成比(%)	対選挙人比(%)
ソウル	30,772	14.0	0.4
釜山	11,684	5.3	0.4
大邱	4,018	1.8	0.2
仁川	7,158	3.3	0.4
光州	7,969	3.6	0.8
大田	3,961	1.8	0.4
蔚山	4,604	2.1	0.6
京畿道	28,502	13.0	0.4
江原道	7,508	3.4	0.7
忠北道	6,741	3.1	0.6
忠南道	20,194	9.2	1.4
全羅北道	27,710	12.7	2.0
全羅南道	29,460	13.4	2.0
慶尚北道	13,340	6.1	0.7
慶尚南道	10,841	4.9	0.5
済州道	4,582	2.1	1.2
合計	219,044	100.0	—

(出典)「政治革命か声の大きい少数か」『週刊東亜』ソウル、2005年4月5日号、15頁より作成。

る。

市民社会勢力のウリ党への参加

ウリ党の政党改革は3年9ヶ月の間、紆余曲折を経て終わった。その間、党外の市民社会勢力はウリ党の政党改革にどのように対応してきたのか。

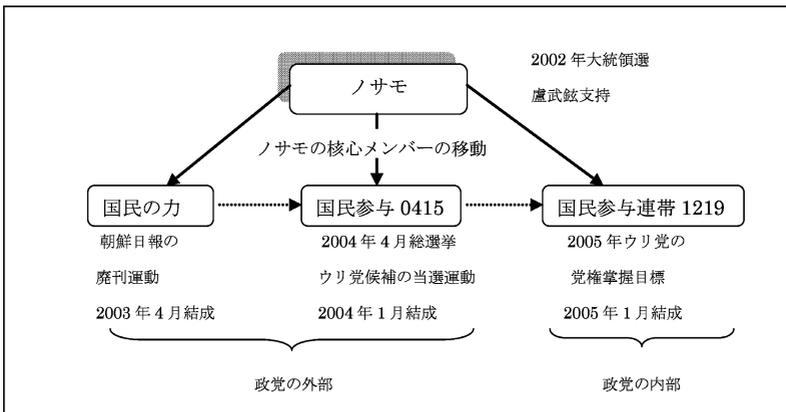
既に2002年の民主党内の国民競選による大統領候補選出とその後の選挙運動ではノサモが積極的に関与し、盧武鉉候補に国民の関心を引き付けることに貢献している。地域主義を克服できる政治家として盧武鉉を敬愛するノサモの会員たちは、決して動員されたのではないと「自発的参与」を口々に主張した。2002年大統領選挙でのノサモの活動、2002年の対米抗議の蠟燭デモ、そして2004年の盧武鉉大統領弾劾反対の市民運動や落選運動には、20代や30代を中心とする政治参加の新たな動きが見られた。これを見てノサモを率いた者が「選挙文化の革命であった」と感動的に記述するのも無理はない⁽³²⁾。さらに専門家の中から「2002年大選以降に噴出してきた市民の自発的な参与の欲求を制度化する段階に跳躍するとき」と政党が生まれ変わることを要望する声が出てくるのも無理はない⁽³³⁾。

ノサモは現在も存続しているが、その中心にいた活動家たちは盧武鉉大統領の就任後、様々な動きを見せてきた。ノサモは盧武鉉のファンクラブと呼ばれ、あくまでも盧武鉉の政治生命を守り、彼の政治的成功のために活動することを目的としている。ノサモに飽き足らず、新たな活動を行うためにノサモの主導者によって別の団体が結成されてきたが、それらが注目された理由は、2002年の民主党の国民競選でのノサモの成功と8万から10万のノサモ会員の存在である。これらの団体は盧武鉉大統領そのものを活動の目的とするが、ウリ党の創党後にはウリ党を活動の対象に、さらに活動の舞台にするようになった。その活動は盧武鉉大統領の熱烈な支持者をウリ党内に引き入れ、盧武鉉大統領の指導力を党内で強化することであった。

図 15 は、ノサモの核心メンバーが主導した親盧武鉉大統領の団体の推移を示したものである。2003 年 4 月結成の「生活政治ネットワーク国民の力」(国民の力が略称)は「政治改革、言論改革、国民統合」の実現のために結成された市民団体である⁽³⁴⁾。具体的には、ハンナラ党の解体闘争、韓国有数の新聞である朝鮮日報の廃刊運動、大統領弾劾無効運動、国家保安法廃止運動などである。「アンチ朝鮮日報運動」は朝鮮日報が反民族的な守旧言論であるからとしており、盧武鉉大統領の言論改革を支援するものであった。その結成の主導者は李相護や明桂南であり⁽³⁵⁾、李相護は 2002 年の民主党の国民競選に参加するためのノサモの国民競選対策委員長として活躍し、明桂南は映画俳優でノサモの会長でありノサモの「顔」のような存在であった。国民の力の会員数は 7,000 人ほどである⁽³⁶⁾。

国民の力に比べ国民参与 0415 はウリ党に接近し政治的性格を強めているが、まだ市民団体の範ちゅうに残っていると見える。国民参与 0415 は、「守旧既得権勢力に向きあう市民革命は続けなければならない」との

図 15 ノサモの核心メンバーが主導した親盧武鉉の団体



(出典)「国民の力…国民参与 0415…国民参与連帯 名前は違っても結局ノサモ!」「朝鮮日報」2005 年 2 月 2 日より引用しているが、大幅に加筆修正した。朝鮮日報のホームページ、<http://www.chosun.com/>より取得。

盧武鉉大統領の訴えにこたえて、2004年1月に結成されている。主導者は国民の力の李相護共同代表、ノサモのシム・ウジェ代表、インターネット新聞のソプライズ代表などであり、やはりノサモに関係のある者が中心にいる。国民参与0415は4月15日の総選挙に向けて事実上ウリ党候補の「鮮明な当選運動」を目的としており、ノサモと同じように「自由な参与、愉快的政治反乱」であるとみずから定義している⁽³⁷⁾。総選挙向けの団体であるために「一時的」な活動であるとされている。会員数は確認できないが、「ノサモ会員9万名を含めすべて10万名の親盧勢力を選挙運動に投入させるという『10万大軍の挙兵』をキャッチフレーズに掲げ」⁽³⁸⁾ている。

三つ目は国民参与連帯1219(以下、国参連と略す)である。国参連は上記の市民運動的な組織とは違い、ウリ党の内部に入り党運営に積極的に関与しようとするものである。主導者は李相護、明桂南のノサモ出身者であり、ウリ党に大衆の支持基盤を引き入れることのできる活動家たちであり、事実、それに取り組もうとした団体であった。国参連も含め、ノサモの主導者たちが中心となり政治状況に応じてノサモの看板をすげかえたものとも言われるが⁽³⁹⁾、その間に李相護、明桂南はウリ党に入党するなど活動の拠点は政治権力の内部へと移動してきている。

国参連の構想が提案されたのは、2004年10月に憲法裁判所によって行政首都移転違憲の決定がなされた直後である。そのときの「発起提案文」(2004年11月22日)にある主張は、総選挙後に国家保安法廃止など4大改革立法が進まないのは既得権勢力の抵抗だけではなく党内で盧武鉉大統領に背後から刃を向ける反改革勢力の跋扈にも原因があり、それを除去するためには政党革命を成し遂げ、ウリ党を党員中心、党員が主人となる現代式の大衆政党に生まれ変わらせなければならない、それでこそウリ党に対する国民の支持も戻るといふものである。この政党革命のため「10万改革ネチズン」に改革前衛部隊となって「開かれたウリ党を接受せよ！」と訴えている⁽⁴⁰⁾。

ウリ党「接受」の具体的なシナリオは、ノサモの10万人の会員を中心

に基幹党员として迎え入れ党内の代議員など主要役職を占めることで⁽⁴¹⁾、2005年4月の全党大会で党の主導権を掌握し、それをもって2006年の地方選挙と2007年の大統領選挙を動かして行くというものである。

10数年盧武鉉の後援会長であり国参連の常任顧問になったイ・ギミョンは、2005年1月にノサモのホームページに「ウリ党に入党せよ。ノサモ1名はハンナラ党の党员の100名の党员よりももっと強い」とのメッセージを送った。国参連はその直後に正式発足しており、2,500人の会員が発起人になったとされている⁽⁴²⁾。2005年11月には会員が4,000人にまで増えてきているが、いまだ党内では少数グループであるとされている⁽⁴³⁾。ノサモの10万人の会員のうちどれだけがウリ党に入党したのかは確認できないが、会員数を見る限りでは国参連がノサモの会員を基幹党员としてウリ党に引き入れる媒介者の役割に成功したとは言えない。

図14で見たように、2005年4月の全党大会に向けてウリ党の基幹党员は増加傾向にあった。2004年10月の3,700人から2005年1月に150,000人に、2月には235,000人に増えている。基幹党员数はその後も増減を繰り返したが、この時期は全党大会での勢力確保に向け党内の各集団が基幹党员の確保を競っていた。

全党大会を前に地方組織レベルで党職の選挙がなされている。かつて国会議員の選挙区ごとにあった地区党（政党法改正で2004年5月に廃止）に代わりウリ党が導入した党员協議会の会長などの党職選挙では、「突風が予想されていた旧改革党派と盧武鉉勢力の国参連などの勢力拡大は予想外に低調であった。湖南郷友会や忠清郷友会などの支援を受けた旧民主党組織が全般的に優勢を見せた」とされ、「1987年の平民党時代から党を支持してきた人が基幹党员になり、彼らが相当な層を形成していた」「改革党や国参連などは相対的に地方で組織力が落ち込んでいたものと評価される」ということである。党内急先鋒の政党改革論者の柳時敏議員らの改革党グループの基幹党员数も少し前までは多数を占めていたが、基幹党员の増加の中で相対的に弱まり少数派になったという。その結果、旧改革党グループと国参連は党员協議会会長ではなく、その下

にある青年委員長ポストを多く得るにとどまるとされている⁽⁴⁴⁾。国参連が党権を地方組織から掌握していくことはできなかった。李相護は全党大会とは別途開催された青年大会で、党の青年組織を統括する青年委員長に20代・30代の基幹党员によって3,479票(事前のインターネット投票)で選出されている⁽⁴⁵⁾。

「国参連の影響力は『コップの中の嵐』となることができる」というウリ党の党職者の予想通りであったと言える⁽⁴⁶⁾。このようになったことの原因としては、次の点が考えられる。第一に、ノサモの事情である。ノサモの会員は10万人とされるが、会費支払いはなくインターネット上のクリックで登録は済ませられる。そのような手続きによるノサモの会員が党費の支払い義務を負う党员となり、党の行事や研修に参加する意思を持つのかという問題である。つまりは盧武鉉を中心に固まったノサモは液状化しようということである。2004年のノサモの全国総会には1,000人の会員が集まったが、2006年5月の地方選挙惨敗後の総会には150数人しか現れなかった⁽⁴⁷⁾。盧武鉉大統領とウリ党に対する支持が急速に低下する中では、若い世代にあっても、2002年の大統領選挙の感動と興奮を持続し続けることは難しかったのである。

第二に現実政治の重みである。既に述べたように、ウリ党の基幹党员の増加の原動力は候補者の立候補意欲と動員能力であり、ウリ党に加入した者は平民党時代からの支持者、つまり金大中支持者や全羅道や忠清道の支持者であった。これをもって一概に地域主義的な動員であるとは言えないが、そのような面が十分にあることは否めない。ウリ党は党運営を民主化する政党改革によって新しい支持層をしっかりと取り込み、地域主義政党から全国政党に跳躍しようとした。国参連も旧改革党グループもその方向に進むため基幹党员を確保しようとしたが、地域主義的な党员の動員は乗り越えがたい高い壁であったと見ることができる。もちろん候補者の動員には「ペーパー党员」といった党費代納党员もまた数多く含まれることも、国参連などの改革派には不利な条件であった。

さらに現実政治の重みは、国参連の指導者の選択にもかかわってくる。

圧倒的な数の基幹党員を確保したのであれば党内の党権掌握も容易にもなろうが、単独で党権を掌握できず、2007年の大統領選挙候補者を自前で用意することもできなければ、党内の他の集団と連携せざるをえない。国参連は党内政治に加わり多数派を形成しなければならなかった。その選択は、少なくとも結果的には大統領候補としての鄭東泳の選択であり（李相護は2007年12月の大統領選挙で鄭東泳陣営の広報企画団長になっている）⁽⁴⁸⁾、それに対抗する柳時敏ら改革党グループとの激しい敵対関係であった。鄭東泳らは党憲改正において基幹党員制や上向式公薦制を緩和しウリ党が選挙で勝利できる方向に進めようとし、それに対して柳時敏らは反発し基幹党員制を中核とする政党改革を死守しようとしていた。国参連と柳時敏の改革党グループは大衆政党的な政党改革を目指す点で理念的には近く、その点ではともに親盧グループであるのに提携はできなかった。このような党内政治のねじれの中で国参連が初志を貫徹しようとするのは容易ではなかったであろう。2005年の全党大会以降に国参連の活動が失速して行くのは、盧武鉉大統領の支持墜落とともに、このような現実政治の中での国参連の選択もまた作用していたように見える⁽⁴⁹⁾。

これまでの記述を整理するならば、次のようになる。2004年4月の総選挙ではウリ党は市民運動や民主化運動の活動家を多く迎え入れるなど市民運動との連携を強めたが、市民運動が動員する大衆を政党の内部にまで引き入れることはなかった。それは総選挙後に全国政党化と基幹党員制の名のもとで取り組まれた。地域主義によらない新たな支持層を基幹党員として入党させることで全国政党化は実現するはずであった。それを成功させる可能性は、ノサモなどの市民運動に見られた新しい支持者たちを党員として取り込むことにあり、ノサモの主導者が組織する団体がその媒介者の役割を果たせるのかであった。彼らの取り組みはあったが、それ以上に地域主義に依存したり動員に依存したりする政治家の取り組みのほうが勝っていた。数千の会員では政権を担うような政党を変えることはできない。彼らを取り囲むように盧武鉉支持者、ウリ党支

持者が押し寄せるのであれば、状況は違ったかもしれない。それがノサモの主導者の変わらぬ願望であり、その願望にとらわれた現実認識の限界であった。実際は、海は満ち潮から引き潮に変わろうとしているのに、彼らは遠ざかる波を堰き止めようとした。まだ海は目の前にあると声高に叫びながら。それでも地域主義を含む市民社会の対立の中に政党をどのように位置づけるのか、ウリ党の「政治実験」は始まりを告げるものであって、終わりではないようである。ただウリ党が大衆政党的方向を指向しながらも放棄しただけに、当面は組織と理念による動員を目指すものにはなりにくいであろう。

注

- (1) 盧武鉉政権の政党改革を「政治実験」と表現することは新聞などに頻繁に見られる。ウリ党のキム・ハンギル院内総務もまた2006年11月7日に国会演説でウリ党の創党を「政治実験」であるとして、それが失敗に終わった旨を述べている。「100年政党→実験政党…キム・ハンギル演説の波長、与党言うことが変わった」『東亜日報』2006年11月8日。韓国の新聞記事データベースKINDSのホームページ、<http://www.kinds.or.kr/>より取得。新聞における「実験」の表現は政党改革の始まりでは期待を込めて使われ、失敗が明らかになった時点では国民を相手に実験するとは何事かと批判的に使われるようになった。
- (2) 金泳三政権末期と金大中政権末期の政党改革に関しては、李鉉出「大統領と総選挙の候補選出過程」『議政研究』ソウル、第9巻第1号、2003年を参照。韓国議会発展研究会のホームページ、<http://www.assembly.re.kr/>より2006年7月23日に取得。
- (3) 1997年の新韓国党の党内競選については、倉田秀也「韓国における党内民主化の実験——民自党と新韓国党の大統領候補競選過程の分析——」小此木政夫他『民主化以降の韓国』日本国際問題研究所、1998年3月、11～23頁。
- (4) 「民主党刷新案の性格…「政治改革ビジョン」成功は未知数」『東亜日報』2002年1月8日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (5) ソン・ヒョクチェ「半分の同志、半分の他人」前掲『愉快的政治反乱、ノサモ』ソウル、244頁。同書の中で一般有権者の応募者数は160万人、195万人とある。
- (6) ジョン・ミンギョ「オンライン政治人ファンクラブ「ノサモ」における政治参与に関する研究」高麗大学校修士論文、2002年12月、9頁。ノサモはその後、大統領選挙がなされた2002年12月には会員を73,884人にまで急増させ、

その後10万人となっている。ノサモにとって民主党の国民競選は成功したデビューであったと言える。盧武鉉の予想外の当選を経験したことで、「奇跡」はたびたび起きないにもかかわらず繰り返し起こせるというノサモや盧武鉉陣営の過信が生じた。

- (7) 『第16代大統領選挙白書』ソウル、新千年民主党第16代大統領選挙白書刊行委員会、2003年3月、129頁。
- (8) 「創党宣言文」はウリ党のホームページ、http://www.uparty.or.kr/3th_main/index.htmlの統合資料室より2007年12月30日に取得。
- (9) 鄭鎮民は2003年6月より盧武鉉大統領の諮問組織である政策企画委員会の国家システム分科政治行政チーム委員に就任している。彼の政党改革論にウリ党の政党改革と重なり合う面があるのは、このような理由であるためかもしれない。
- (10) R. イングルハート、三宅一郎他訳『静かなる革命』東洋経済新報社、1978年。韓国側の研究者によって韓国政治の考察にイングルハートの議論が用いられることがよくある。進歩と保守の理念葛藤を世代論的に論じるとき、世代効果に関するイングルハートの議論が利用されるのである。386世代以降の若い世代の政治性向では、年齢とともに価値観が変わる加齢効果よりも、世代共通の体験に基づく価値観が持続するという世代効果のほうが重要であることを主張するためである。鄭鎮民はさらに進み、脱物質主義的価値観が386世代以降の若い世代に見出せるとして、韓国政治の変化を論じようとしている。そこで問題になるのは、労働者階級の分配要求が重要であった工業化社会を経た西欧先進国では脱物質主義的価値観が政治的に重要になるというイングルハートの議論を、地域主義や成長と分配が依然と重要な韓国において、どのように整合的に論じるのかである。崔章集が脱産業社会的価値観よりも階層亀裂のほうが重要とする批判には妥当な面があると考ええる。しかしながら直ちに崔章集には階層亀裂よりも地域主義のほうが重要であると付け加えなければならない。鄭鎮民「民主化以後の韓国政党体系の変化：政党体系の再編成の可能性を中心に」『議政研究』韓国議会発展研究会、第7巻第2号、2001年。<http://www.assembly.re.kr/>より取得。
- (11) 鄭鎮民「地区党廃止以後の新たな政党構造と党员中心の政党運営の範囲」『議政研究』ソウル、第11巻第1号、2005年、5～26頁。鄭鎮民「民主化以後の政治制度 院内政党化を中心に」『国家戦略』ソウル、2007年、第13巻2号、115～140頁。鄭鎮民と類似した政党改革を主張しているのはほかに、たとえば、金容浩「政党構造の改革方案」朴世逸、ジャン・フン編『政治改革の成功条件 権力闘争から政策競争に』ソウル、東アジア研究院、2003年、143～177頁。
- (12) 崔章集「なぜ政党が中心となる民主主義を語るのか」崔章集、パク・チャ

ンピョ、パク・サンフン『どのような民主主義か：韓国民主主義を見る一つの視角』ソウル、図書出版フマニスタ、2007年、104～152頁。崔章集、前掲『民主化以後の民主主義』も参照。

- (13) P. メアと R. カッツは19世紀のエリート政党から大衆政党、包括政党、カルテル政党への変遷を考察し、それぞれの特徴を詳細に論じている。それによれば、大衆政党は市民社会の中のサブカルチャー (subculture) な集団をもとに院外政党組織を構成し、その党員組織を資源として選挙を通じ代表を議会に送り国家の政策に影響力を行使しようとするものである。大衆政党は市民社会の中に錨をおろしており、大衆を党員として組織する院外政党が党員と代表との間の重要なコミュニケーション経路になる。大衆政党は大略このような特徴をもつものとされており、大統領制のもとでの党政分離の論点を除けば鄭鎮民や崔章集が描く大衆政党とほぼ一致している。Peter Mair, *op.cit.*, pp. 93-119.
- (14) 地区党の廃止に対しては、党費を支払う真正党員の拡大に取り組んでいた民主労働党が党の「死亡宣告」になると反発し、市民団体からも「地区党廃止は真性党員を妨げる措置」との声が聞かれたという。「今月15日から地区党廃止／各党党員をつかめ」妙策に没頭」「ハンギョレ」2004年5月13日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (15) 「地区党廃止の合意の内外／政治圏のムルガリの急流」「ソウル新聞」2003年11月6日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (16) たとえば「ウリ党の創党精神は政党改革であり、党員に権力を戻す基幹党員制が核心」とは、ウリ党内の盧武鉉に近い政党改革の急先鋒である柳時敏の言葉である。「与党、紊乱の核「基幹党員制」」「韓国日報」2005年6月11日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (17) 『盧武鉉大統領演説文集 第1巻』ソウル、大統領秘書室、2004年、102頁。
- (18) 基幹党員数の数値は、「ウリ党基幹党員制論難／ペーパー党員をなくせ」vs. 「創党精神の毀損」」「ソウル新聞」2005年11月14日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (19) 「与党指導部の宮廷政治／柳時敏「中央の党職はするつもりはない」宣言」『韓国日報』2004年5月3日。http://www.kinds.or.kr/より取得。
- (20) ウリ党の機関紙「ウリ党」ソウル、第11号、2004年11月26日。
- (21) 金容浩は2001年の中央選管の資料をもって、「党員の中で党費を払う真正党員はごく少数に過ぎず、手間賃をもらい動く党員が大部分である」と論じている。金容浩、前掲論文、160～161頁。
- (22) 党憲が改正されてしまい「特に高齢有権者が多い地方出身議員は泣きっ面に蜂だ。ある議員は『まだ自分のお金を払って党員加入するという人を見つけ出し難いのが現実』だと溜息」をついているという。「ウリ党『いまは議員が

党員の視線を見る身の上に』」「ソウル新聞」2004年9月2日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。

- (23) 「与党、基幹党員制結局手術台に…金議長失敗認定」『東亜日報』2006年7月10日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (24) 「基幹党員制の葛藤——政治改革の象徴？対国民詐欺劇？」『東亜日報』2005年11月3日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (25) 「民労党10万名目の党員登録…意味と課題」『ハンギョレ』2007年5月4日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (26) 「28日に創党5周年迎える民主労働党」『文化日報』2005年1月28日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (27) 政党支持率については、「朝鮮日報」に掲載された韓国ギャラップとの共同調査結果を利用した。<http://www.chosun.com/>より取得。
- (28) 「政党民主主義が揺らいでいる／(上) 限界にぶつかった党員制度」『ソウル新聞』2007年9月12日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (29) 『2005年度政党の活動概況及び会計報告』ソウル、中央選挙管理委員会、2006年、16頁。中央選挙管理委員会のホームページ、<http://www.nec.go.kr/info/politicalParty/>より2007年1月10日に取得。
- (30) 「『党費を払ってこそ党員』2000ウォンの力」『週刊東亜』ソウル、2005年4月5日、24頁。
- (31) ウリ党の機関紙「ウリ党」ソウル、第12号、2005年1月1日。
- (32) ノサモの初期幹部が主導して結成した国民参与連帯1219の「発起提案文」より引用。「参与政治完成のために改革ネチズンは語る。10万改革ネチズンよ！開かれたウリ党を接受せよ！」(掲載日2004年11月22日)国民参与連帯1219のホームページ、<http://www.1219.co.kr/index.php>より2007年12月29日に取得。
- (33) 「[創刊16周年 大韓民国の枠組みを組もう] 4部 このように変えよう(6)市民の自発的参与政府に基づく政治」『ハンギョレ』2004年5月26日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (34) 「創立宣言文」国民の力のホームページ、<http://cybercorea.org/>より2007年12月6日に取得。
- (35) 「[イシュー企画① 党内党 国民参与連帯] 場外からの指図論の限界…党を接受して「盧大将」を守る」『月刊中央』ソウル、中央日報社、2005年3月号。中央日報のホームページ、<http://www.joins.com/>より2008年1月22日に取得。ノサモ出身の李相護(イ・サンホ)に関する記述は、この文献によるところが大きい。李相護は高校卒で釜山の自営業者であり、2001年にノサモに加入している。ノサモの以前は無名であった。
- (36) 「[国民参与0415] 盧「助けてくれ」に「10万の拳兵」で応える」『東亜日報』

- 2004年1月27日。東亜日報社のホームページ、<http://www.donga.com/>より取得。
- (37) 「国民参与 0415 の紹介」国民参与 0415 のホームページ、<http://www2.seoprise.com/0415/index.php> より 2004年5月16日に取得。
- (38) 「親盧団体、総選挙に備え‘国民参与 0415’結成…違法性の論難」『東亜日報』2004年1月27日。東亜日報社のホームページ、<http://www.donga.com/>より取得。
- (39) 「国民の力…国民参与連帯 0415…国民参与連帯 名前は違っても結局ノサモ!」『朝鮮日報』2005年2月2日。<http://www.chosun.com/>より取得。
- (40) (32)と同じ。「発起提案文」については、語彙をほぼ原文のまま引用している。
- (41) 国参連を率いる李相護は、2005年1月初めまでの1ヶ月ほどで最大30万人の基幹党員を確保するとし、その根拠として現在のウリ党の党員は支持者の30%に過ぎないからとしている。「党権あるところに大権がある」『ハンギョレ 21』ソウル、ハンギョレ、2004年12月9日号、70～73頁。
- (42) 「与党接受宣言 国民参与連帯に現役議員の大挙合流」国民参与連帯 1219のホームページ、<http://www.1219.co.kr/index.php>より2007年11月27日に取得。
- (43) 「親盧’3大組織統合論‘ポツポツ」『中央日報』2005年11月1日。<http://www.joins.com/>より取得。
- (44) 「開かれたウリ党員協議会長 225 所選挙結果/旧民主党派の躍進 改革党・親盧は低調」『ハンギョレ』2005年2月1日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (45) 「[イシュー分析] 与党、文喜相体制の出帆——展望と課題」『国民日報』2005年4月5日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (46) 「[政街裏表] ‘国参連’発足以後の与党派閥の勢力対決」『東亜日報』2005年1月17日。<http://www.kinds.or.kr/>より取得。
- (47) 「盧大統領‘私が毅然としてこそ国民は安心”」『朝鮮日報』2006年6月12日。<http://www.chosun.com/>より取得。
- (48) 「ノサモの戦略家たちは鄭東泳側にいた」『中央日報』2007年10月16日。<http://www.joins.com/>より取得。
- (49) 国民参与連帯 1219 のホームページにある「団体紹介」中の「沿革」では2004年10月に始まり2005年5月までしか記載がない。<http://www.1219.co.kr/index.php>より2007年11月27日に取得。またノサモの中心的人物のひとりであり俳優の明桂南(中央委員会議長)は辞任後の思いを綴った文章を2005年6月3日にアップしている。そこでは「これまでの数年間、特に国参連の発足後から全党大会まで三ヶ月の間、自分の能力の限界を冷静に悟ったためであ

る」とし平会員としてとどまりたいことを伝えている。これを閲覧した数は93回に過ぎない。文書は同ホームページより取得。

*この論文は、2006年（平成18年）度研究促進奨励金（個人研究SGU-S06-202007-05）を得てなされた成果の一部である。